

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 一 〇 号

内閣衆質一六四第一〇号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ユジノサハリンスク総領事館の管轄地域に関する質問に対する答弁書

一 及び三について

在ユジノサハリンスク総領事館の管轄区域は、同総領事館が設置されるまでの間在ハバロフスク総領事館の管轄区域であつた「サハリン州」である。この「サハリン州」には、我が国固有の領土である北方四島は当然のことながら含まれない。

二について

ロシア連邦は、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の北方四島を法的根拠なくして占拠し、自国の行政区画上「南クリル地区」及び「クリル地区」と呼ばれる地区に含めっていると承知している。